

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成19年3月8日(2007.3.8)

【公開番号】特開2003-305183(P2003-305183A)

【公開日】平成15年10月28日(2003.10.28)

【出願番号】特願2003-152149(P2003-152149)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 2 6 D

【手続補正書】

【提出日】平成19年1月22日(2007.1.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】遊技機本体(1)に対して着脱自在に装着された遊技盤(5)と、該遊技盤(5)に装着され且つ該遊技盤(5)の上部側に遊技球を案内するガイドレール(7)(8)と、該ガイドレール(7)(8)の内側の遊技領域(9)側に配置された内装飾手段(36)と、前記遊技機本体(1)側に装着され且つ前記遊技盤(5)を前側から覆うガラス扉(17)とを備えた弾球遊技機において、前記ガラス扉(17)の扉枠(28)から前記遊技領域(9)の前側へと突出する装飾体取り付け部(49)に前記内装飾手段(36)の内装飾体(47)を設けたことを特徴とする弾球遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

【課題を解決するための手段】

本発明は、遊技機本体1に対して着脱自在に装着された遊技盤5と、該遊技盤5に装着され且つ該遊技盤5の上部側に遊技球を案内するガイドレール7,8と、該ガイドレール7,8の内側の遊技領域9側に配置された内装飾手段36と、前記遊技機本体1側に装着され且つ前記遊技盤5を前側から覆うガラス扉17とを備えた弾球遊技機において、前記ガラス扉17の扉枠28から前記遊技領域9の前側へと突出する装飾体取り付け部49に前記内装飾手段36の内装飾体47を設けたものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 4 2】

【発明の効果】

本発明によれば、遊技機本体1に対して着脱自在に装着された遊技盤5と、該遊技盤5に装着され且つ該遊技盤5の上部側に遊技球を案内するガイドレール7,8と、該ガイドレ

ール7,8 の内側の遊技領域9 側に配置された内装飾手段36と、遊技機本体1 側に装着され且つ遊技盤5 を前側から覆うガラス扉17とを備えた弾球遊技機において、ガラス扉17の扉枠28から遊技領域9 の前側へと突出する装飾体取り付け部49に内装飾手段36の内装飾体47を設けているので、遊技盤5 を廃棄する場合でも、その内装飾手段36の無駄を極力防止でき、しかも演出性の向上を期待できる利点がある。